

保育所徴収金(保育料)基準額表

I 基本保育料

(単位:円)

階層		3歳未満		3歳		4歳以上	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護	0	0	0	0	0	0
B	住民税非課税	0	0	0	0	0	0
C1	均等割のみ課税	14,000	13,700	0	0	0	0
C2	1 ~	18,000	17,600	0	0	0	0
D1	48,600 ~	23,000	22,600	0	0	0	0
D2	72,000 ~	29,000	28,500	0	0	0	0
D3	97,000 ~	35,000	34,400	0	0	0	0
D4	130,000 ~	39,000	38,300	0	0	0	0
D5	169,000 ~	42,000	41,200	0	0	0	0
D6	250,000 ~	44,000	43,200	0	0	0	0
D7	301,000 ~	47,000	46,200	0	0	0	0
D8	397,000 ~	50,000	49,100	0	0	0	0

この表の階層区分のC1は、住民税の均等割りのみ。C2からD8については、住民税の所得割額をいう。

II B階層に認定された世帯で、次に掲げる世帯に該当する場合には、申請に基づき徴収金(保育料)基準額を免除する。

1 母子、父子世帯等

母子及び寡婦福祉法第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。

2 在宅障害児(者)のいる世帯

次に掲げる児(者)を有する世帯。

- ①身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
- ②療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者。
- ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
- ④特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。

III 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所や児童デイサービスを利用している場合、そのうちの児童で数えて、第2子は半額、第3子は全額免除。

IV 現に扶養する子(18歳の年度まで)が3人以上いる世帯の出生順位が第3位以降である3歳未満児の保育料を免除する。

※免除の制度については、内容が変更される場合もありますのでご了承ください。